

## 1. 事業概要

事業場所：霧島田口宇扇山 2704-1 他

事業者：施主（シフトエナジージャパン(株)：福岡県福岡市）、共同事業体（フオートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社：東京都港区）、共同事業体（SBエナジー(株)：東京都港区） ※いずれも平成 30 年 6 月 26 日の相談時情報

認定情報：設置音名（合同会社霧島ソーラーファーム【親会社：(株)正信ソーラーホールディングス】福岡県福岡市）、認定日平成 25 年 3 月 12 日、発電出力 80,000Kw、太陽電池合計 94,120 Kw、区域面積 137ha

進捗状況：市ガイドラインに基づく事業計画の提出なし

## 2. 懸案事項

- (1) 平成 28 年 4 月 25 日～6 月 21 日付けで、太陽光建設に反対する「開発行為等の不同意書」が霧島市長宛に提出されている。（老人ホーム、病院、内水面及び錦江湾漁協、水路組合、市議員等の 10 件）
- (2) 昨年 8 月に完成した霧島永水の霧島サンデー発電所 34MW（Solariant Portfolio Two 合同会社）における開発工事中の災害等により、地域住民の太陽光開発に対する懸念意識が高く、大きな反対運動が起る可能性がある。
- (3) 国分から霧島神宮へ向う県道 60 号線（霧島小学校前）から眺望できる部分があり、また、別荘地と隣接する区域があるため、景観上好ましくない。
- (4) すでに複数回の土地の権利売買が行われている。
- (5) FIT 制度改正の適用案件となる。環境アセス対象として猶予措置があるものの、運転開始期限が 2020 年 12 月 31 日までとなっており、十分な開発（施工）期間が確保できない可能性がある。
- (6) 測量会社が、他人の所有地に無断で立ち入って測量しているとの情報がある。（調査会社は否定）

### ○ FIT 制度改正の適用ルール

#### ☆系統連系工事着工申込みの要件

着工申込みの時点で、土地の権原が現に得られていること（必須）

農振除外及び農地転用の許可の取得、林地開発許可の取得、環境影響評価の評価書の公告・縦覧が終了していること（いずれも必要な場合に限る）

- 2MW未満⇒2019年2月1日までに系統連系工事着工申込を提出し、2019年3月31日までに受理
- 2MW以上⇒2019年8月末を目途に系統連系工事着工申込を提出し、2019年9月30日までに受理
- アセス対象⇒2020年2月末を目途に系統連系工事着工申込を提出し、2020年3月31日までに受理

